

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の  
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和5年4月19日〕 〔厚生労働省発健0419第2号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、<u>都道府県がん診療連携拠点病院等</u>、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>	<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和4年5月17日〕 〔厚生労働省発健0517第7号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、<u>地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院</u>、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、</p>

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関、喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 平成16年9月10日健発第0910004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施要綱」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する全国がんセンター協議会の構成施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業

(20)～(42) (略)

4 (略)

5 (略)

眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関、喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 平成16年9月10日健発第0910004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施要綱」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する地方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業

(20)～(42) (略)

4 (略)

5 (略)

第1表 (略)

第2表 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都道府県 がん診療 連携拠点 病院等	設備費	厚生労働大臣 が必要と認めた 額	がん診療施設情 報ネットワーク事 業に必要な全国が んセンター協議会 の構成施設及び都 道府県がん診療連 携拠点病院の設備 を購入するために 必要な備品購入費	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4表 (略)

6～14 (略)

第1表 (略)

第2表 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方中核 がん診療 施設等	設備費	厚生労働大臣 が必要と認めた 額	がん診療施設情 報ネットワーク事 業に必要な地方中 核がん診療施設及 び都道府県がん診 療連携拠点病院の 設備を購入するた めに必要な備品購 入費	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4表

6～14 (略)

基盤情報表【1市当たり】

施設種別	施設タイプ	医療分類	精神科病棟(病室) (認知症病棟併設あり)		精神科病棟のうち 認知症病棟併設		精神科病棟のうち 第二種認知症病室併設施設 認知症ユニット併設有人対応施設併設		精神科緊急 医療センター		精神科予 後ケア		精神科予 後ケア (併設)		農村特設 センター		
			施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数
基準年度	187,200	224,300	181,600	128,100	153,000	222,200	212,500	184,100	189,100	128,100	153,800	206,300	180,600	180,800	193,200	125,100	152,600

※全邦3年度以前からの統計事業については事業着手年度の値を適用する。

基盤情報表【1市当たり】

施設種別	施設タイプ	医療分類	精神科病棟(病室) (認知症病棟併設あり)		精神科病棟のうち 認知症病棟併設		精神科病棟のうち 第二種認知症病室併設施設 認知症ユニット併設有人対応施設併設		精神科緊急 医療センター		精神科予 後ケア		精神科予 後ケア (併設)		農村特設 センター			
			施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数	施設 数	病床 数
基準年度	202,200	241,600	195,600	131,800	170,200	155,800	239,300	224,300	209,000	203,200	181,800	151,800	222,200	184,500	184,800	208,100	188,600	154,300

※令和4年度以前からの統計事業については事業着手年度の値を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>233,300</u>	<u>204,200</u>

（注）令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>17,600</u>	<u>24,700</u>	<u>30,900</u>

（注）令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>42,400</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>216,600</u>	<u>189,600</u>

（注）令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,400</u>	<u>23,000</u>	<u>28,700</u>

（注）令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>39,400</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>18,500</u>	<u>25,900</u>	<u>32,400</u>

（注）令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>44,500</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2（略）

別紙様式1～3（略）

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>17,200</u>	<u>24,200</u>	<u>30,100</u>

（注）令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>41,400</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2（略）

別紙様式1～3（略）

別紙様式 4

番 号  
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿  
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○  
指定都市市長 ○○○○  
中核市市長 ○○○○  
政令市市長 ○○○○  
特別区区长 ○○○○  
市町村長 ○○○○  
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費  
国庫補助金の交付(変更)申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)
- 3 所要額内訳及び事業計画書
  - (1) 施設整備事業(別紙(2)のとおり)
  - (2) 設備整備事業(別紙(3)のとおり)

別紙様式 4

番 号  
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿  
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○  
指定都市市長 ○○○○  
中核市市長 ○○○○  
政令市市長 ○○○○  
特別区区长 ○○○○  
市町村長 ○○○○  
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費  
国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)
- 3 所要額内訳及び事業計画書
  - (1) 施設整備事業(別紙(2)のとおり)
  - (2) 設備整備事業(別紙(3)のとおり)

4 添付書類

(1) (元号) 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本 (非営利法人にあつては定款又は寄附行為及び収入支出予算書 (又は見込書) 抄本)

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 (施設整備事業関係)

(注) 整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。

(3) 年度別施設整備計画 (施設整備事業関係)

当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添 (様式) により各施設ごとに作成し添付するものとする。

(4) 見積書の写し等 (設備整備事業関係)

(5) その他参考となる書類

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金	円 (A) - (B)

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「( (元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙様式 5 ~ 6 (略)

4 添付書類

(1) (元号) 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本 (非営利法人にあつては定款又は寄附行為及び収入支出予算書 (又は見込書) 抄本)

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳 (施設整備事業関係)

(注) 整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。

(3) 年度別施設整備計画 (施設整備事業関係)

当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添 (様式) により各施設ごとに作成し添付するものとする。

(4) 見積書の写し等 (設備整備事業関係)

(5) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「( (元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙様式 5 ~ 6 (略)